

## 低炭素建築物新築等計画 認定申請のご案内

### はじめに

平成24年12月4日から都市の低炭素化の促進に関する法律(以下、法という。)が施行され、各所管行政庁では、低炭素建築物新築等計画の認定申請の受付を開始しました。

低炭素建築物とは、認定申請する方が低炭素建築物新築等計画を作成し、その内容について法第54条第1項の基準に適合したものととして所管行政庁が認定した建築物です。

また、計画の認定を受けた建築物は、税の減免等を受けることができます。

### 所管行政庁

計画の認定は、建築基準法に定める特定行政庁(北海道及び10市)又は限定特定行政庁(40市町)が所管行政庁となり認定を行います。認定基準、認定手続きは、所管行政庁ごとに異なりますので、認定を受けようとする住宅の建設地、規模に応じた所管行政庁へお問い合わせください。北海道知事が行う認定の基準等は、以下のとおりとなります。

### 認定基準・認定手続き・認定手数料

#### (1) 認定基準

項目	基準
建築物の一次エネルギー消費量基準	評価対象となる建築物において、共通条件(地域区分、室用途、床面積等)の下、設計仕様(設計した省エネ手法を加味)で算定した値(設計一次エネルギー)を、基準仕様で算定した建築設備(暖冷房、換気、照明、給湯、昇降機(住宅以外))に係る一次エネルギー消費量に0.9を常時、家電等(住宅)、務機器等(住宅以外)に係る一次エネルギー消費量を足した値(基準一次エネルギー消費量)で除した値が1以下となること。
その他の低炭素化に資する措置に関する基準	節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランド対策、建築物(躯体)の低炭素化に資する措置の2つ以上に該当すること。
基本方針	低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針(都市の緑地の保全への配慮など)に照らして適合していること。
資金計画	低炭素建築新築等を確実に遂行するため適切な資金計画であること。

#### (2) 認定手続き

認定申請の受付は、住宅の建設地の市町村が行い、認定は、原則、各(総合)振興局において行います。

(一部の認定は本庁において行います。)

また、認定申請の際には、あらかじめ登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関(住宅用途のみ)(以下、技術的審査機関という。)が行う技術的審査を受けていただき、認定申請書に技術的審査機関が交付する適合証を添付してください。技術的審査機関が行う技術的審査の範囲は、上記(1)の～の項目となります。

技術的審査に関する手続きについては、各登録住宅性能評価機関へお問い合わせください。



(3) 認定手数料・その他

認定手数料は、下記のHP（北海道低炭素建築物等認定申請）においてご確認ください。

また、認定基準、手続きについては、法令のほか、北海道低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱（平成24年12月19日制定）をご確認ください。（要綱は同HPをご覧ください。）

**申請に必要な図書**

	提出図書	部数	内 容	
<b>共通の図書</b>				
1	認定申請書	正・副	規則様式第5	
2	委任状	1部	申請者が手続きを他者に委任する場合	
3	適合証	原本・写	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の交付する適合証	
4	設計内容説明書	2部	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることの説明	
5	付近見取図	2部	方位、道路及び目標となる地物	
6	配置図	2部	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	
			空気調和設備及び空気調査設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「低炭素設備」という。） 建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「低炭素化措置」という。）	
7	仕様書（仕上げ表を含む。）	2部	部材の種別及び寸法、低炭素化設備の種別、低炭素化措置の内容	
8	各階平面図	2部	縮尺及び方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、低炭素化設備の位置、低炭素化措置	
9	床面積求積図	2部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
10	用途別床面積表	2部	用途別の床面積	
11	立面図	2部	縮尺、外壁及び開口部の位置、低炭素化設備の位置、低炭素化措置	
12	断面図又は矩計図	2部	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ並びに軒及びびさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ及び構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
13	各部詳細図	2部	縮尺、外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	
14	各種計算書	2部	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	
15	法第54条第1項1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類	2部	低炭素化措置の法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項	
<b>低炭素建築物新築等計画において棟単位で認定申請する場合</b>				
16	機器表	2部	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調査機その他の機器の種別、仕様及び数
			空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
			照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
			給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 節湯器具の種別及び数
			空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数
17	仕様書（昇降機が存する場合）	2部	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	
18	系統図	2部	空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、給湯設備、空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先	
			空気調和設備	縮尺、有効範囲、熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
			空気調和設備	縮尺、給気機、排気機その他これらに類する設備の位置

19	各階平面図	2部	以外の機械換気設備	
			給湯設備	縮尺、位置、配管に講じた保温のための措置及び節湯器具の位置
			昇降機	縮尺、位置
			空調設備等以外の低炭素化に資する建築設備	縮尺、位置
20	制御図	2部	空調設備、空調設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備、空調設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法	
<b>低炭素建築物新築等計画において住戸のみで認定申請する場合</b>				
21	機器表	2部	空調設備	空調設備の種類、仕様、数及び制御方法
			空調設備以外の機械換気設備	空調設備以外の機械換気設備の種類、仕様、数及び制御方法
			照明設備	照明設備の種類、仕様、数及び制御方法
			給湯設備	給湯器の種類、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種類、仕様、数
			空調設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空調設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種類、仕様、数及び制御方法

正本の添付図書は、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査が終了した旨の確認印が押印されたものとなる。

住宅の用途の建築物は登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術審査とし、住宅以外の用途の建築物は登録建築物調査機関による技術審査とする。

### 低炭素建築物新築等計画の認定の申請から工事完了まで



- 1：認定を受けた建築物の工事が完了したときは、所管行政庁へ工事完了報告書等を提出します。
- 2：建築確認は、認定申請とは別に、手続きを進めることができます。

**ホームページ** 必ずご確認ください。

北海道低炭素建築物：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/kijun/teitanso.htm>  
国土交通省エコまち法関連情報：[http://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/eco-machi.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/eco-machi.html)

### お問い合わせ先

北海道建設部住宅局建築指導課建築基準グループ 電話：011-204-5578  
各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係  
各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係